

第 2 表

項 目 軌 間	車 両 定 規		車 輪						緩 衝 器 お よ び 連 結 器		
	車 体		輪 軸 距	直 径	輪 鉄 の 幅	車 輪 一 対 の 内 側 距 離	輪 縁		車 輪 一 対 の 中 心 線 以 上 輪 縁 外 面 までの 距 離	緩 衝 器 お よ び 連 結 器 中 心 の 軌 条 面 上 の 高 さ	両 側 緩 衝 器 中 心 間 の 距 離
	最 大 幅	最 大 高 さ					高 さ	厚 さ			
1,067	2,744	3,886	4,570 以下	762 以上 610 以上	114~152	990~996 (978)	25~36	19 以上	517~527	914 以下(空 車) 812 以上(満 載 車)	1,219
1,435	2,744	3,886	4,570 以下	762 以上 610 以上	114~152	1,359~1,365 (1,346)	25~36	19 以上	702~711		
762	2,134	3,200	3,050 以下	457 以上	102~127	695~702 (689)	22~30	16 以上	367~375		

(1) 数字の単位はmm

(2) 括弧内数字は輪縁のない車輪の場合縮小できる寸法を示す。

(3) 直径 610 以上は動輪従輪の場合

第 3 表

車 種 別	検 査 種 別		状 態 作 用	組 成 車 両 の 要 部
	全 般	重 要 部		
機 関 車 ・ 汽 動 車	4 年	1 年	40 日	毎 日
電 車 ・ 蓄 電 池 電 車	3 年	1 年	1 月	毎 日
内 燃 動 車	3 年	1 年	1 月	毎 日
客 車	3 年	1 年	2 月	毎 日
貨 車 (新 製 の 鋼 製 貨 車)	4 年 5 年		2 月	毎 日

方鉄道建設規程の定め(車両定規・輪軸距・車輪・緩衝器および連結器・車種別に備うべき機器および装置)に適合するものでなければならない。その主要なるものを挙げるとつぎのとおりである。

- 1 車種別に関係なく共通な事項(第2表)
- 2 車種別に備うべき事項(第1表)

なお車両の軸重・性能・強度等も、その路線に適合するものでなければならない。

地下鉄道・鋼索鉄道・懸垂鉄道等で、建設規程により得ないものがある場合その特殊事由によっては、その路線に適合する特別な構造・装置が許される。

車両の整備については、地方鉄道運転規則(昭和25・12・29運輸省令第99号)によって定められた検査が行われる。

検査は車種別にその種別を異にしている、検査の種別によって、検査期間・検査箇所も異なっている。検査の種別には、全般の検査、重要部の検査、各部の状態・作用の検査、組成車両の要部の検査等に分けられている。なお検査の種別に応じて、その際同時に絶縁抵抗試験・水圧試験・絶縁耐力試験が行われるようになっている。車両の検査の種別と検査の期間とを車種別に一覧表に示せば第3表のとおりである。

車両の検査によって施される機器の摩損・衰耗等に対する修理・調整は、地方鉄道車両整備基準(昭和26・8・1運輸省告示第177号)と、各地方鉄道業者が定めた車両整備心得とによって行われるのである。——地方鉄道。(柴崎金二)

**ちほうてつどうのじょうと 地方鉄道の譲渡** 地方鉄道の免許に属するいっさいの権利義務の譲渡。免許された事業経営権の移転である。譲渡の目的物は未成線の場合は免許権のみであるが、開業線の場合は営業権と停車場・車両等運送設備を含んだ鉄道事業の全部である。地方鉄道の譲渡には監督官庁(運輸省)の許可を要することになっているが(地方鉄道法第18条)、公益事業である地方鉄道の円満な発達をはかるためには、譲受者が事業経営に対する十分な資力および能力を有する必要があるからであって、この許可さえ受ければつぎに免許を更改しな

くとも、免許権が移転されることになっている。

譲渡区間が免許区間の全部または数免許線から成る一鉄道の全部の場合には問題がないが、免許区間の一部譲渡の場合は、免許権そのものの分割とも考えられ、免許というものの性質からして許可しがたいものとも考えられるが、これも分割工事施行が認可されると同様に絶対的なものではなく、事情やむを得ぬ場合には、さしつかえないとされている。なお軌道法では、軌道の譲渡について、未成線の場合と開業線の場合とに分けて規定している。——軌道の譲渡。(福田四郎)

**ちほうてつどうのめんきょ 地方鉄道の免許** わが国の鉄道事業は原則として国有とすることになっているが(鉄道国有法第1条)、例外として一地方の交通を目的とする鉄道にかぎり、国以外の者が所有することを認めている(同法第1条但書および鉄道敷設法第2条)。これを地方鉄道と呼び地方鉄道法によって規制されている。

地方鉄道事業を営むためには、まず主務大臣(運輸大臣)の免許を受けなければならない(地方鉄道法第12条)。この免許行為は公企業特許の1つであって、本来的には国の保有する事業経営の権能を、とくに私人に賦与する設権行為であり、一般的禁止を特定の場合に解除する許可と異なる。免許を受け得る者については特別の制限はなく、都道府県市町村、会社(会社を設立しようとするときは発起人)、組合、個人等いずれも自ら経営しようとするものは免許を受けることができる。地方鉄道の免許申請に当っては、つぎの書類および図面を主務大臣あて提出しなければならない(同法第12条)。1. 起業目論見書、2. 線路予測図、3. 建設費概算書、4. 運送営業上の収支概算書、これらの書類を所管陸運局長を経由して提出し、副本を管轄する都道府県知事に提出しなければならない(同法施行規則第1条・第2条第3項)。またこれらの書類および図面の記載事項・様式等については、地方鉄道法施行規則第4~7条にわたってそれぞれ規定されている。

地方鉄道の免許申請に対しては通常つぎの諸点が調査検討される。申請の路線について線路系絡の適否、技術上の適否、当該地方に対する適格性、資金計画の適否、企業としての成否、対抗交通機関との関係、関係庁の進達意見等である。これらの資料をもって運輸審議会に諮問し、その答申を尊重して運輸大臣が許可を決定することになる。なお地方鉄道の免許はa地からb地までに鉄道を敷設して、旅客および貨物(ときにはそのいずれか1つのみの場合もある)の運輸事業を営む権利を賦与することであるが、しかし申請の際に提出した起業目論見書および線路予測図に記載した経過地等は、絶対不変のものではなく、免許を受けた後でも、実地測量の結果変更を必要とする理由が生じた場合には、事情を述べて起業目論見書記載事項の変更